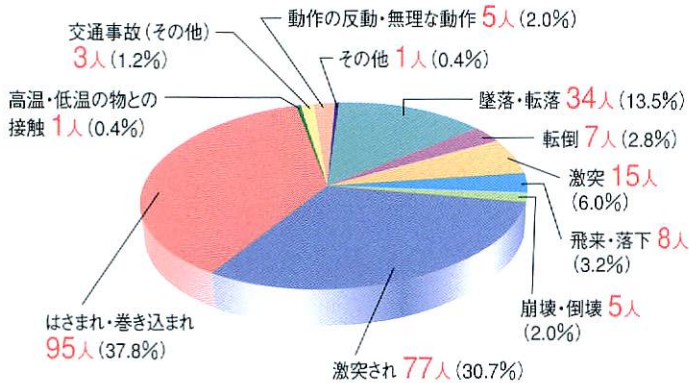


大阪危険ゼロ 先取運動

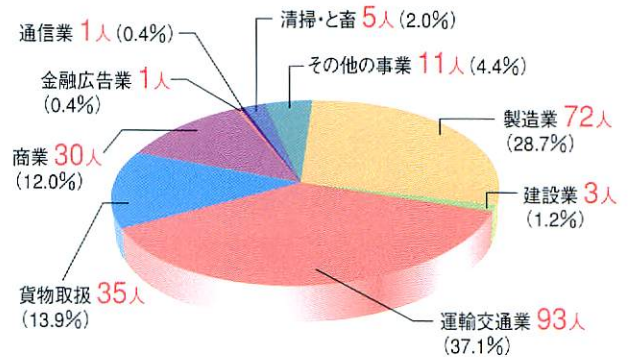
～ 労働災害全国ワースト1を返上するために ～

フォークリフトによる災害を防止しましょう!

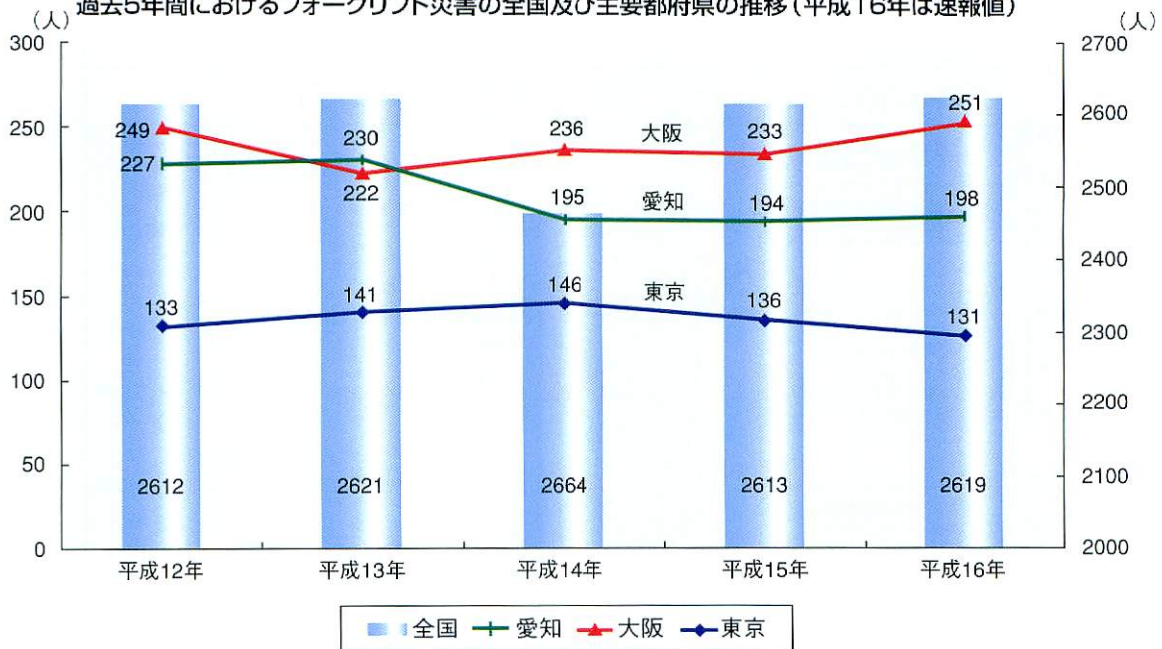
平成16年事故の型別フォークリフトに関連する災害(速報値)
労働者死傷病報告による: 計251人



平成16年業種別フォークリフトに関連する災害(速報値)
労働者死傷病報告による: 計251人



過去5年間におけるフォークリフト災害の全国及び主要都府県の推移(平成16年は速報値)



フォークリフトによる死亡災害が、平成16年は7件も発生しました。また、死傷件数で見ると相変わらず全国ワースト1が続いています。

死亡災害ではフォークリフトの運転者が被災するというより、第三者を被災させる災害が多数を占めています。フォークリフトの運行経路と歩行者の通路とを明確に分け、安全に作業ができるようにしましょう。



フォークリフトの作業計画作成事例

フォークリフトを使用して作業（構内の走行を含む）を行う場合には、あらかじめ、作業計画を立てて、関係労働者に周知しなければいけません。

作業計画には、運行経路、作業方法以外に人の通行場所、傾斜、段差、視界不良箇所の記載、及びヒヤリ・ハット箇所なども盛り込んでください。

作業計画を立てる際に考慮すべき事項

- ①作業場所の広さ及び地形
- ②フォークリフトの種類及び能力
- ③荷の種類及び形状（荷の重量や有害性などを含む）

作業計画の中で明示すべき事項

- ④運行経路及び作業方法（作業時間）

これらの事項を十分考慮して作業計画を立てますが、作業計画は、ひとまとまりの作業ごとに作業計画書を作成するのが望ましく、また、作業計画書には、作業手順ごとに安全のポイント（急所）をしっかりと記入しておく必要があります。

作業計画書の作成とともに、忘れてはならないのが、作業指揮者の配置です。作業指揮者は、作業計画に基づいて、作業を指揮しなければなりません。したがって、作業計画の内容などは十分に心得ておく必要があります。

仕入先会社名 〇〇株式会社		作業場運搬経路 No.〇〇受入れ作業場拡大図	
運搬会社名 ××通運株式会社	運搬品名 △△部品搬入作業	運搬品形状等 △△部品 重さ:〇〇kg(パレット含む) 2段積時、リフトはバックで運転をすること。 (バック運転すべきものの(リフト)荷の区分・バンド掛け等すべきものの荷の品名等も必要に応じて記入する)	荷役時の注意事項等 ・リフト運転時は、技能講習修了証・関係仕入先フォークリフト運転作業安全心得を携帯し、指定のバッジを着用すること。 ・リフト運転時は、規制速度10km以下で運転すること。 (荷役時、走行時等の安全作業心得等を記入する。)
運搬品名			
運搬経路 No.〇〇受入れ作業場 〇〇工場		<p>(荷役作業場の拡大図を記入し、運搬経路及び作業の要領を記入する。)</p>	
<p>(工場内の荷役作業場までの運搬経路を記入する)</p>			
		<p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> トラック フォークリフト 台車 停止(止まれ) 徐行 前進 後進 方向転換 人多し 車多し 作業区域 貨物 道路 柱 壁 門 保管場所 歩行用 パレット 作業ポイント 荷役作業場 省略 セメント引出し 作業手順を表わす。 	

大阪府下における平成16年フォークリフト死亡災害事例

番号	発生日	時刻	事故の型	業種	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	16時30分	墜落・転落	港湾運送業	63	43年	船倉内において作業に使用していたフォークリフトを、揚貨装置により沿岸に吊り上げるため、フォークリフトのタイヤガード(高さ約95cm)の上に立ち、揚荷装置の玉掛用具であるフック付きワイヤーロープのフックをフォークリフトのマストに取り付けようとしていたところ、同箇所からバランスを崩して墜落したものの。
2	3月	15時00分	激突され	プラスチック製品製造業	65	6ヶ月	出張先事業場所属の労働者が、同社工場内(屋外)でカートンバッグと称するダンボール製の空容器をフォークリフトに積載して運搬を行っていた際、フォークリフトが後進したところへ、被災労働者が通りかかり、フォークリフトに激突されたもの。
3	6月	17時30分	はさまれ・巻き込まれ	貨物運送業	18	10日	業務用乾燥機(約1トン)をトラックの荷台からフォークリフトでいったん地面に下降し、再度、別の方向から、フォークリフトで持ち上げようと地切りしたところ、乾燥機が倒れ、近くにいた被災者が乾燥機とトラックの間にはさまれたもの。
4	6月	10時15分	はさまれ・巻き込まれ	その他の事業	67	39年	船舶から揚貨装置で荷揚げされた製材の仕分け検数作業のため、木材の束に、荷主ごとの番号をスプレーにて吹き付けて記載し、その番号に基づいて、フォークリフトが仮置き場に運搬する作業中、仕分け検数作業者が、材木2束を積載し前進にて走行中のフォークリフト(最大積載荷重6トン)に轢かれたもの。
5	7月	15時00分	はさまれ・巻き込まれ	貨物運送業	33	2年	トレーラーで荷を配送中、配送先の事業場において、配送先所属のフォークリフト運転手が荷卸を行い、帰りの空容器の積込作業を行っていたところ、当該運転手が運転するフォークリフトにトレーラー運転手が轢かれたもの。
6	8月	15時02分	激突され	貨物運送業	68	30年	翌日配送分の段ボールを積み込む作業中、製品を保護するための段ボールを工場内に取りに行きトラックに戻ろうとした時バックしてきたフォークリフト後部に激突されたもの。
7	11月	14時30分	はさまれ・巻き込まれ	貨物運送業	60	40年	エレベーターにて4階に上げられた荷を所定の保管場所へはい付けするため、リーチ式のフォークリフトを使用してエレベーターから降ろして一旦仮置きし、フォークリフトを後進させていた時、走行中のフォークリフトの運転位置から離れようとした被災者が、フォークリフトの後部と倉庫の柱との間にはさまれたもの。

フォークリフトを運転するに当たっての注意事項

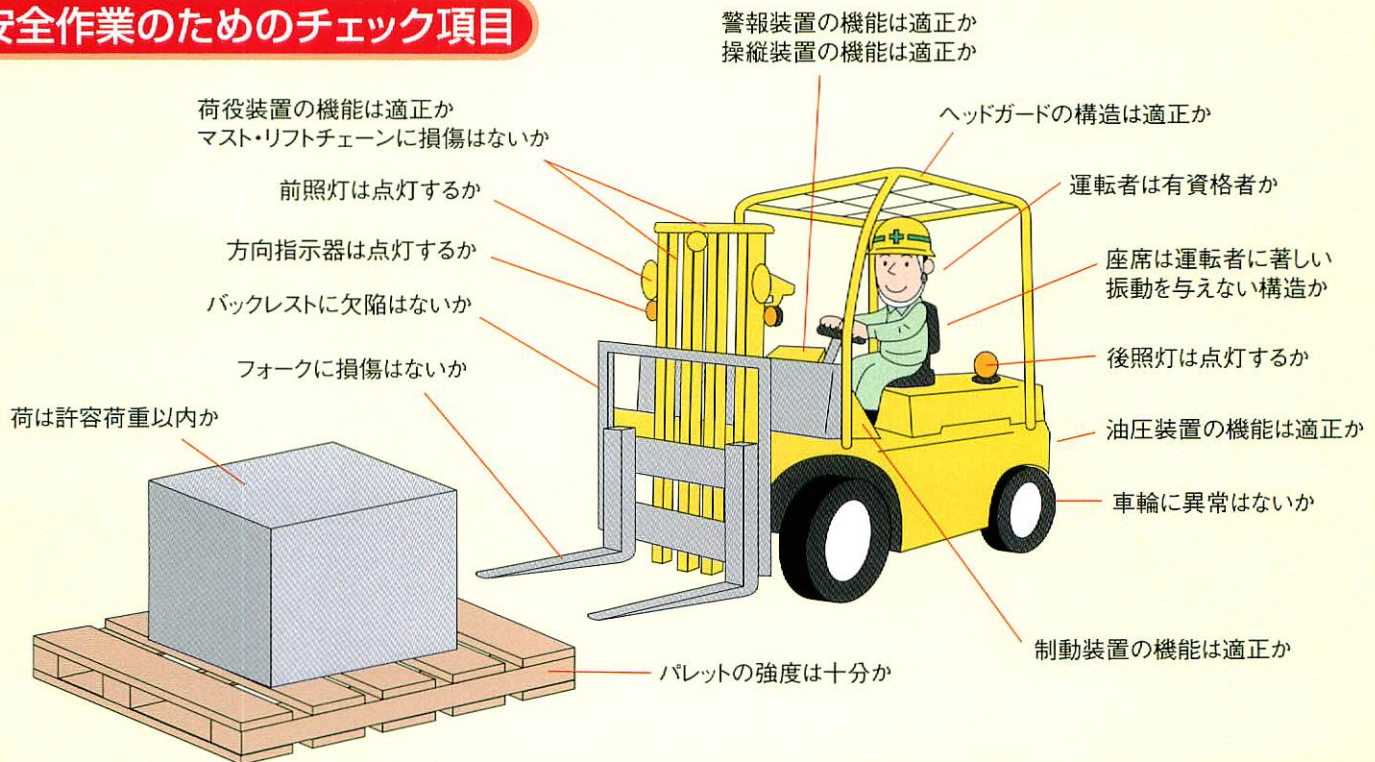
- 運転者は運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置き、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等逸走を防止する措置を講じること。さらにフォークリフトから離れるときは運転キーを外し事務所等で保管すること。
- フォークリフトに接触したり、運搬中の荷に接触することなどにより、はさまれたりする災害が多く発生しています。入り組んだ作業場所等での運転のときは誘導者を配置して誘導させること、若しくは他の作業者の立ち入りを禁止すること。
- あらかじめ、作業場所の広さ、フォークリフトの種類及び能力、運搬する荷の種類及び形状等に適応する作業計画を作成すること。作業計画では、運行経路及び作業方法等を示すこと。
- フォークリフトは高所作業車ではありません。高所の物を取ったり作業する時は、昇降設備か高所作業車を利用しましょう。墜落防止措置を行わずに乗車席以外の箇所に労働者を乗せるのは**法律で禁じられています。(安衛則第151条の13)**

フォークリフトの無資格運転は法違反です。 (安衛法第59条、第61条)

最大荷重1トン以上は「フォークリフト運転技能講習」の修了者、最大荷重1トン未満は技能講習の修了者か特別教育の受講者でないと運転の業務には就けません。また、道路交通法の適用を受ける道路上を走行させる運転の業務は、別途、道路交通法の適用を受けますので注意してください。



安全作業のためのチェック項目



特定自主検査等未実施でのフォークリフトの使用は法違反です。(安衛法第45条)

人も健康診断を受診するようにフォークリフトも使用している場合は定期的に検査を受けなくてはなりません。

- フォークリフトを用いて作業を開始する場合は、その日の作業を開始する前に点検を実施しなくてはなりません。
- 毎月一回定期自主検査を実施し、年一回は検査者として資格を持った人による特定自主検査を行わなければなりません。事業場で特定自主検査を実施できない場合は、登録を受けた検査業者で受けることができます。

